

議案第 87 号

鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成21年 2 月18日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

（提案理由）

通院に係る医療費の助成対象者の年齢を引き上げるほか、児童福祉法の一部改正に伴い、助成対象者の範囲に関する規定を整備しようとするものである。

鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例（平成7年9月条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「に規定する」を「の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は」に改める。

第4条第1項第1号中「小学3年生」を「小学6年生」に、「小学部3年生」を「小学部6年生」に改める。

第5条第1項第1号中「小学3年生」を「小学6年生」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第3条第2項第3号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から改正後の第5条第1項第1号に掲げる小児の次に到来する誕生日の属する月の末日（誕生日が月の初日であるときは次に到来する誕生日の属する月の前月の末日とし、小学6年生にあっては最初に到来する3月31日とする。）までの間、改正後の第5条第1項第1号中「各誕生日の属する月の翌月の初日（誕生日が月の初日であるときは当該誕生日の属する月の初日とし、新たに医療費の助成を受けることができることとなったときは当該助成を受けることができることとなった日とする（以下これらの日を「基準日」という。）。）」とあるのは「平成21年10月1日（以下「適用日」という。）」と、「基準日（）」とあるのは「適用日の直前の誕生日の属する月の翌月の初日（誕生日が月の初日であるときは当該誕生日の属する月の初日（以下これらの日を「基準日」という。）。）」とし、適用日後に」と、「従前」とあるのは「適用日」とする。
- 3 改正後の第4条第1項第1号及び第5条第1項第1号の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。